

居住不能・転居を余儀なくされた場合等の慰謝料

(審24)参考3

番号	場面・事例等	内容	慰謝料の金額	備考
1	大滝ダム訴訟 (大阪高裁平成23年7月13日)	大滝ダムの試験湛水を行った際に、地滑り(亀裂)が起こり、一部地区の住民が仮設住宅等に転じた事案。	仮設住居への転居、長期間住み慣れた住居を離れて日当たりが悪くプライバシーがないなど不自由な生活を続けることを余儀なくされた精神的苦痛等として各90万円。	慰謝料の請求金額は各600万円
2	地下壕訴訟 (東京地裁立川支部平成22年11月29日)	戦時中に旧日本軍が建設した地下壕が崩れ(平成14年10月4日)、住宅が陥没して住めなくなった(市営住宅やマンションに転居した)事案。	事故の態様、原告らの家族構成及び生活状況等に照らし、150万円、180万円の慰謝料。	慰謝料の請求金額は各200万円
3	擁壁崩落訴訟 (徳島地裁平成17年8月29日)	造成事業による土地を購入して建物を建築したところ、擁壁が損壊し、崩落した土砂等により建物が損壊するなどの事故が発生した事案。	居住開始から3か月経たずに本件事故が発生し、避難生活を余儀なくされている上、ローンの支払を継続しており、その生活や将来の不安を感じて生活することを強いられていることに対する慰謝料:300万円	慰謝料の請求金額は1000万円
4	ビル風害訴訟 (大阪高裁平成15年10月28日)	住居のそばに高層マンションが建設されたことによって強いビル風が発生し(平成8年12月22日～)、家屋の損傷や爆音により安寧な生活を害され、転居した事案。	①原告らの風環境が著しく悪化したこと、②強風が吹くたびに不安感を抱き、転居するまで約6年間にわたりその生活が継続したこと、③建物に物理的被害が発生していること、④風環境の悪化から逃れるために長年住み慣れた環境を離れ、転居を余儀なくされたこと、⑤被告の風害防止措置が必ずしも十分でなかったこと等から各100万円。	慰謝料の請求金額は各500万円(一審判決は各60万円を認容)
5	地滑り訴訟 (長野地裁平成9年6月27日)	地滑りにより家屋が損壊等し、死傷者も出た事案で、道路の管理者である県の賠償責任が認められた事案。	災害発生の日から小学校で避難生活を送り、その後も借家住まいを余儀なくされたことに加え、見舞金受領状況、家族構成等を斟酌した上、避難生活期間にかかわらず、概ね300～400万円の慰謝料。	慰謝料の請求金額は概ね400万円～800万円
6	地滑り訴訟 (長崎地裁佐世保支部昭和61年3月31日)	山腹に位置する道路が降雨のために地滑りを起こし、下方にあった家屋等を崩壊させた事案。	【身体的損害なし】 家屋・家財道具全滅失による生活不便の慰謝料:50万円。	慰謝料の請求金額は100万円
			【身体的損害あり】 脳挫傷等の重傷+家屋・家財道具全滅失と仮設プレハブ住宅居住による慰謝料:150万円。 死亡による慰謝料:800万円～1000万円。	重傷+仮設等による慰謝料の請求金額は150万円。 死亡による慰謝料の請求金額は800万円～1500万円